

【報告要旨】国際契約法制部会第3報告

デジタル化を巡る一考察：①AI裁判とLLM、②デジタル通貨とSDGs

久保田隆

本報告は二部構成を採り、①大規模言語モデル（LLM）の特性を踏まえたAI裁判の課題と②持続可能な開発目標（SDGs）との関連でみたデジタル通貨の課題を検討する。なお、今回の契約法制部会は3報告を予定しており、時間的にタイトであるため、座長でもある私の判断で、場合によっては短縮若しくは本学会で取り上げられたことの少ない「AI裁判とLLM」に絞って報告する。

第一に、2023年5月の東大五月祭が実施した、生成AIであるChat-GPT4を用いたAI裁判における「AI模擬裁判」を手掛かりに、大規模言語モデル（LLM）の可能性と限界を考察する。Chat-GPTは価値判断が困難で、直前の言説に影響を受け易い性格を持つため、東大五月祭では原告・被告・中立の3つの立論に立つChat-GPTの間で議論させる工夫を施しており、一見するとChat-GPTが裁判官のように機能したように見える。しかし、Chat-GPT自身に聞くと「法の解釈・適用は自身の能力を超える」との回答がくるし、今後はAIが機能する場面とそうでない場면을きちんと切り分ける必要がある。昨年時点での私の一応の見解は、ブレア英国判事との共著 (<https://www.counsellmagazine.co.uk/articles/tokyo-s-ai-mock-trial>) で示した。もっとも、AI裁判を巡っては、たとえば西村友海「判決自動販売機の可能性」宇佐美誠編『AIで変わる法と社会』岩波書店（2020年）などの先行研究があり、様々な議論に発展できる。また、生成AIは虚偽の幻覚情報であるハルシネーションを生み出すこともある。2023年5月には米国NY連邦裁判所で審理中の航空機内トラブルに関する民事訴訟で弁護士がChat-GPTを用いて作成した準備書面に実在しない6件の判例が含まれていたため、当該弁護士は翌月、裁判所から5000ドルの罰金を科された。こうした中、裁判にAIをどの程度活用できるかについて考察したい。

第二に、デジタル通貨について、新たな論点としてSDGsとの関連性を探りたい。デジタル通貨のマイニング（採掘）方法を巡り、気候変動対策を重視する一部於学者から、大量の電力を消費するPoW（プルーフ・オブ・ワーク：ビットコインが採用）からそうではないPoS（プルーフ・オブ・ステーク：イーサリアムがこちらに移行予定）への移行を促すため、英国やEUの気候変動対策やESG格付の対象に暗号資産を含める提案がみられる。他方、規制を強めると、暗号資産市場の成長を阻害し、民間の技術革新競争を歪める可能性もある。最近ではビットコインとイーサリアムの長所を併せ持つ暗号資産クアタムに注目が集まっている。そこで、気候変動対策を規制で行うべきか、市場競争で行うべきか、について考察したい。

以上